

# 保存樹木の指定解除について

平成 22 年 10 月 28 日

札幌市緑の審議会

## 保存樹木の指定解除について

- ・札幌市緑の保全と創出に関する条例で指定している保存樹木 1 本が枯損衰弱しているため、その解除にあたり、同条例に基づき「札幌市緑の審議会」の意見を聴くものである。

## 保存樹木

札幌市緑の保全と創出に関する条例(H13.3.6 条例制定)旧：札幌市緑化推進条例 (S52.3.28)

### ・第 2 4 条

市長は、樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するために必要なものを、保存樹木又は保存並木(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

- ・現在、樹木 16 本、樹林 87,740 m<sup>2</sup>を指定している。

## 対象保存樹木

- ・保存樹木名 : サクランボ
- ・告示年月日 : 昭和 5 5 年 3 月 2 9 日
- ・所在地 : 南区澄川 5 条 6 丁目 私有地
- ・推定樹齢 : 8 0 年

## 保存樹木の解除要望について

- ・平成 2 2 年 9 月 1 3 日 保存樹木所有者より保存樹木等届出書の届出あり。

### <届出内容>

今年夏より半分以上が枯れはじめた。木が崖の上であり、その下に民家があることから落下の危険が心配である。今後処置を講じられるよう指定解除をお願いしたい。

## 対象保存樹木の状況

\*平成 22 年 10 月 樹木医診断

幹が落下する危険性がある

- ・樹木全体の 1 / 2 が枯損

地上部の衰退度判定 (「樹木医必携」基準 ~ )

- ・枝 2 本を除き、葉がほとんどついていない状態

再生治療を試みたとしても、果樹の寿命を考えると樹勢は衰えていく

衰退度  
小 ← → 大

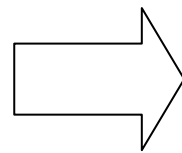
## 本市の考え

- ・対象保存樹木の状況を総合的に勘案すると保存樹木の指定解除は止むを得ない

写真



指定当時 (S54 年度)



現在 (H22.9)

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)
- 第 2 章 緑の基本計画(第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 現状変更行為の規制等(第 10 条 第 24 条)
- 第 4 章 風致地区(第 25 条 第 31 条)
- 第 5 章 緑地の利用(第 32 条・第 33 条)
- 第 6 章 市民活動の支援(第 34 条 第 37 条)
- 第 7 章 札幌市緑の審議会(第 38 条・第 39 条)
- 第 8 章 雑則(第 40 条 第 44 条)
- 第 9 章 罰則(第 45 条 第 47 条)

第 3 章 現状変更行為の規制等(第 24 条)

(保存樹木等)

第 24 条 市長は、樹木又は並木であつて、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを、保存樹木又は保存並木(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により保存樹木等を指定しようとするときは、保存樹木等の所有者の承諾を得た上で、札幌市緑の審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 保存樹木等の所有者又は管理者は、当該保存樹木等の保存に努めなければならない。
- 5 保存樹木等の所有者又は管理者は、当該保全樹木等について次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のための必要な応急措置その他規則で定める通常管理行為をする場合は、この限りでない。
  - (1) 幹又は主枝の伐採又は損傷
  - (2) 樹冠下における掘削、盛土等の土地の形質の変更
  - (3) 前 2 号に掲げる行為に類する行為で規則で定めるもの
- 6 保存樹木等の所有者又は管理者(第 1 号に該当するときにあつては、変更後の所有者又は管理者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 保存樹木等の所有者又は管理者を変更したとき。
  - (2) 保存樹木等が滅失し、損傷し、又は枯死したとき。

- 7 市長は、保存樹木等についてその指定の理由が消滅したときは、当該保存樹木等の指定を解除しなければならない。
- 8 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
- 9 第2項及び第3項の規定は、第7項又は前項の規定による保存樹木等の解除について準用する。

## 第8章 雑則

(公表)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について必要があると認めるときは、その者の氏名及び行為の内容を公表することができる。

(4) 第24条第5項の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 札幌市緑化推進条例(昭和52年条例第10号)

8 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第10条第1項の規定により指定されている保存樹木は、第24条第1項の規定により指定された保存樹木とみなす。